

京都コンサートホール附属設備利用料金

令和5年4月1日

(単位 円)

区	分	単位	利用料金		区	分	単位	利用料金											
			公演	リハーサル				公演	リハーサル										
舞台設備	平	台	1台	600	420	照明設備	スポットライト	1KW	1台	1,800	1,260								
	箱	馬	1個	150	110		スポットライト	500W	1台	750	530								
	金	び	ょう	ぶ	1双		5,390	3,780	ピンスポットライト	大ホール用	1台	4,490	3,150						
	演	壇	1台	1,800	1,260		ムラタ用	1台		2,250	1,580								
	花	台	1台	600	420		スタンド	1脚	440	310									
	迫り (大ホール用)	1式	17,980	12,590	ベーススタンド		1脚	150	110										
	譜面台	指揮者用	1台	600	420		※Aセット	大ホール用	1式	32,960	23,080								
		奏者用	1台	200	140			ムラタ用	1式	16,480	11,540								
	譜	面	灯	1台	200		140	※Bセット	大ホール用	1式	52,430	36,710							
	指	揮	台	1台	1,350		950		ムラタ用	1式	32,960	23,080							
	チ	ェ	ロ	台	1台		1,350	950	ピアノ	A	1台	31,460	22,030						
	長	机	1脚	440	310		B	1台		14,980	10,490								
	い	す	1脚	200	140		楽器	G 楽屋ピアノ	1台	-	1,620								
	ピ	ア	ノ	用	い			す	1脚	310	220	パイプオルガン (大ホール用)	1台	34,460	24,130				
	コ	ン	ト	ラ	バ			ス	用	い	す	A	1脚	440	310	ポジティブオルガン	1台	16,480	11,540
												B	1脚	310	220	チェンバロ	1台	31,460	22,030
	上	敷	20m	1枚	1,050			740	その他	物品販売台	1式	8,240	5,770						
			10m 以下	1枚	600			420		座席指定券	大ホール用	1式	11,520	-					
	毛	せ	ん	1枚	750			530			小ホール用	1式	5,760	-					
	ホ	ウ	イ	ト	ボ			ー		ド	1台	0	0	受付用机	1枚	440	310		
楽	屋	A又はB	1室	4,490	3,150	受付用いす		1式		200	140								
		その他の楽屋	1室	2,250	1,580	ライブ配信用回線使用料		1式		12,100	-								
音響設備	拡	声	装	置	1台	3,000	2,100	備考 1 この表の金額は、利用時間の1区分の金額です。											
	マ	イ	ク	ロ	ホ	ン	1本			3,000	2,100								
	無	線	マ	イ	ク	ロ	ホ			ン	装	置	1チャンネル	5,390	3,780				
	マ	イ	ク	ロ	ホ	ン	吊			下	装	置	1式	1,500	1,050				
	ス	タ	ン	ド	1脚	440	310		備考 2 調律料、臨時人件費等は別に定めます。										
	C	D	プ	レ	ー	ヤ	ー		1台	3,000	2,100	3	ピアノA	スタインウェイ D-274					
	※	舞	台	音	響	セ	ッ		ト	1式	7,480	5,240		ベーゼンドルファー 290					
	臨	時	音	響	設	備	1式		35,950	25,170	ベーゼンドルファー 290								
	臨	時	録	音	設	備	1式		35,950	25,170	ピアノB	ヤマハ CFⅢS							
	C	D	デ	ッ	キ	1台	7,480		5,240	カワイ EX									
映	写	設	備	ス	ク	リ	ー	ン	1張り	5,390	3,780	A楽屋	ヤマハ C7						
ビ	デ	オ	プ	ロ	ジ	ェ	ク	タ	ー	1式	8,990	6,300	B楽屋	カワイ US-9X アップライト					
												G楽屋	ヤマハ YU5 アップライト						

備考

- 1 京都コンサートホール条例施行規則別表に掲げる利用料金の上限額は、京都コンサートホール条例別表に掲げる利用時間の区分の1区分当たりの額とする。
- 2 準備・練習等のための利用に係る利用料金の上限額は、京都コンサートホール条例施行規則別表に掲げる額の10分の7に相当する額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときはこれを切り上げる。
- 3 京都コンサートホール条例施行規則に掲げる音響設備の舞台音響セット並びに照明設備のAセット及びBセットの内容並びに楽器のピアノA及びBの形式は、市長が定める。